

請求書等の押印見直しについて

沼田町では、デジタル化に向けた取り組みとして、事業者の方から提出いただく請求書等について押印を省略できることとし、電子メールによる提出を可能としましたのでお知らせします。

【押印が不要となる書面等】

1. 請求書
2. 見積書
3. 契約手続上、提出いただく通知書・報告書など
例) 業務責任者の通知、業務完了の通知

※注意事項

- ①請求書や見積書の押印を省略する際は、余白に次の例を参考として本件担当者の氏名
連絡先（電話番号）を記載してください。

【記載例】

	氏名	連絡先
担当者	〇〇 〇〇	〇〇-〇〇-〇〇

- ②請求書等を電子メールにより提出する場合は、PDF、WORD、EXCELのいずれかのファイル形式で担当者あてに提出してください。
- ③契約書・入札書・委任状などは法令の定めにより今後も押印が必要です。

令和6年4月1日以降にご提出いただく請求書等を対象とします。